

● 律令国家の成立と貨幣 — 貨幣発行の背景 —

貨幣の発行は、律令国家としての制度を整えていく中で、行われました。

律令国家への道 — 国際情勢 —

663(天智2)年、唐・新羅の連合軍と白村江で戦って敗れた日本(倭)は、外国に対抗できる強力な国家をつくりあげることが急務となりました。

この時、日本がモデルとしたのが、律令*を基礎として、強大な国家をつくりあげた中国(唐)の制度でした。

*律は刑法、令は行政法・民法



貨幣発行と国家の成立 — 中国の制度の取り込み —

日本は、701(大宝元)年、大宝律令を制定し、律令国家の基礎を固めました。翌年には中断していた遣唐使を再び送って、中国の制度・文化を吸収しながら、国家づくりを進めていきました。貨幣の発行は、歴史書の編纂、都の造営などとともに、国家を整える上での重要な事業の一つでした。

貨幣の発行

律令国家は、和同開珎の発行以降、鑄造と流通促進につとめました。



日本 和同開珎(708年)

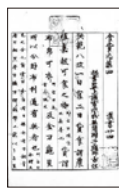


中国 唐・開元通寶

★ 銭貨の「円形方孔(丸い形に四角い穴)」は、中国の伝統的な銭貨の形と同じです。

中国における貨幣発行の意味

『漢書』「食貨志」には、財貨(貨幣)は天子が国を治め、民を安堵させる根本と記されています。



『漢書』「食貨志」

歴史書の編纂

国家の歴史をまとめる事業がはじまりました。



日本 『古事記』(712年)



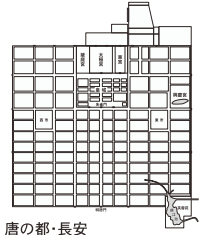
中国 『史記』

都の造営

平城京は、碁盤目状に区画された中国式の都城です。



日本 平城京(復元模型)(710年遷都)



中国 唐の都・長安

海外出土の和同開珎

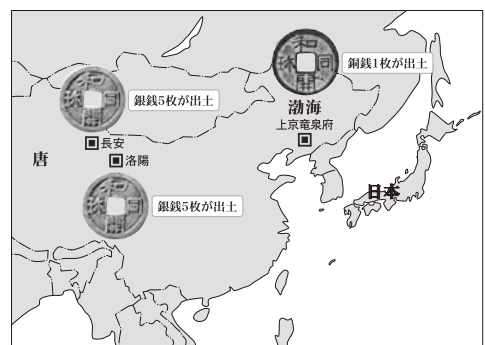
和同開珎は、唐の都である長安・洛陽、渤海の都である上京竜泉府からも発見されています。この和同開珎はどのように海外へと運ばれていったのでしょうか？

海外文化交流の担い手

8世紀の日本は、中国や朝鮮半島と活発に交流を行いました。

遣唐使は、唐の進んだ制度・文化を日本へ伝え、その後の日本の発展に大きく貢献しました。朝鮮半島などからは、新羅、渤海の使節が日本を訪れ、多くの海外文化を伝えました。

和同開珎は、これらの交流の中で海外に運ばれたものと考えられます。



【和同開珎のモデル 開元通宝】

和同開珎をはじめとする日本の古代銭貨のモデルとなったのは、中国(唐)でつくられた開元通宝といわれています。日本のみならず、東アジア全体に影響を与えた開元通宝を紹介します。

●開元通宝とはどういう銭貨？

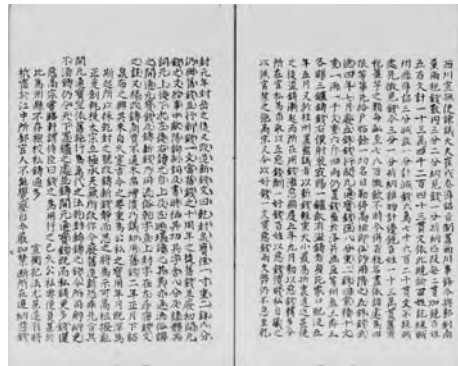
開元通宝は621年に発行され、唐代(618~907)を通じて、広く流通した銭貨です。開元通宝の銭文は、唐代初期を代表する書家・欧陽詢が選び、書いたものです。



開元通宝

●開元通宝の由来が書かれた歴史書「食貨志」(『旧唐書』)

中国の貨幣の歴史は、各王朝の歴史書の中に、特に「食貨志」という項目をつくり記録されました。食貨とは、食は食糧、貨は貨幣のことで、これらは人々が生きていくための根本と考えられていました。



「食貨志」(『旧唐書』)

初め、開元銭の文は、欧陽詢が、詞(銭文)を選び、更に書する。時にその功(たぐ)みなるを称する。その字体は、八分と隸書体を含む。その詞、上を先にし、下を後にし、左(向かて右)を次にし、右(向かて左)を後にして、これを読む。上より左(向かて右)廻りにこれを読むも、その意味はまた通じる。流俗には、これを開通元宝という。新銭乾封大宝を鑄るに及んで、流俗に同じく、乾字を上にして封字を左にする。のちに銭文の誤りを悟り、改鑄する。商売では新銭は使えず、米帛の価値が増す。すなわち、合議をして、(新銭を)しりぞけて、旧銭を用いる。

(要約)

●開元通宝を境にした銭貨の変化

開元通宝より前の中国銭貨は、「半兩銭」「五銖銭」のように、銭貨の重量が名前になっていました。開元通宝を境に中国銭貨の名前は4文字の構成になり、前の2文字は吉祥語(縁起の良い言葉)や元号、後の2文字は通宝、元宝、重宝などが用いられます。



半兩銭
(前3世紀発行)



五銖銭
(前118年発行)

開元通宝より前の銭貨



永樂通宝
(1408年発行)



光緒通宝
(1875年発行)

開元通宝以後の銭貨

貨幣発行の意義

政治的側面

貨幣を発行することにより
 律令国家の支配・権力集中を内外に示し、
 国家支配の安定をはかる

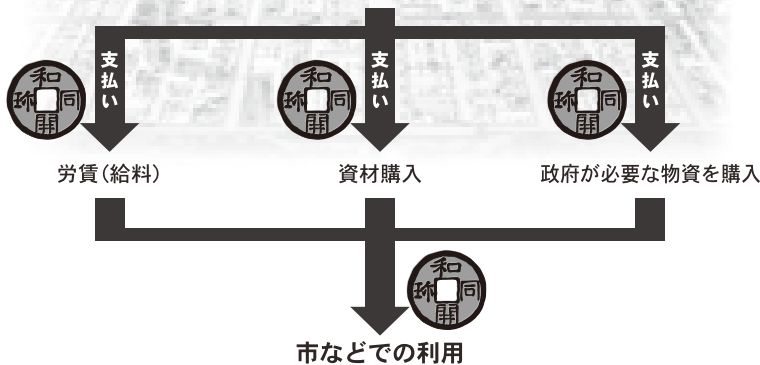


- ・国家として自前の貨幣の鑄造・発行権を独占する
- ・貨幣を独占的に流通させる

国家の権威を象徴

中央政府

国家的プロジェクト
 造都・造寺など



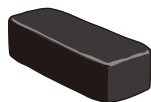
経済的側面

貨幣を国家からの支払いに用い、発行収入を得る

国家が決めた
 貨幣の価値 > ^{ちゅうぞう} 鑄造にかかる費用

銅銭1枚の材料費

760 (天平宝字4) 年の銅価格だと



銅銭50枚で購入した銅1斤(約670g)

200枚以上の銅銭

銅銭1枚で買える原料銅から、4枚以上の銅銭ができる。ただし、人件費や燃料費を除く。

私鑄銭 鑄銭した時の利益を得るため、私的につくられた銭貨
 律令国家は私鑄銭を厳しく禁止

その理由

- ★律令国家の支配・権威の保持
 - ★銭貨の信用を守るため
- 質の悪い私鑄銭が混ざると、銭貨全体の信用が低下



質の悪い私鑄銭

海外交易と古代銭貨

海外との交易の中で銭貨はどのように用いられたのでしょうか？

渤海使に対する返礼の品目

渤海使に対する回賜(返礼)の品目は、『延喜式』の規定では銭貨はなく、
 絹・糸・綿が挙げられています。

新羅使からの商品購入

752 (天平勝宝4) 年、日本が新羅使に対して提出した購入希望書には、
 支払手段として綿や糸が用いられています。

海外との交易には、銭貨ではなく、主に絹・糸・綿が用いられました。
 日本の銭貨は、国内に限定して用いられたと考えられます。

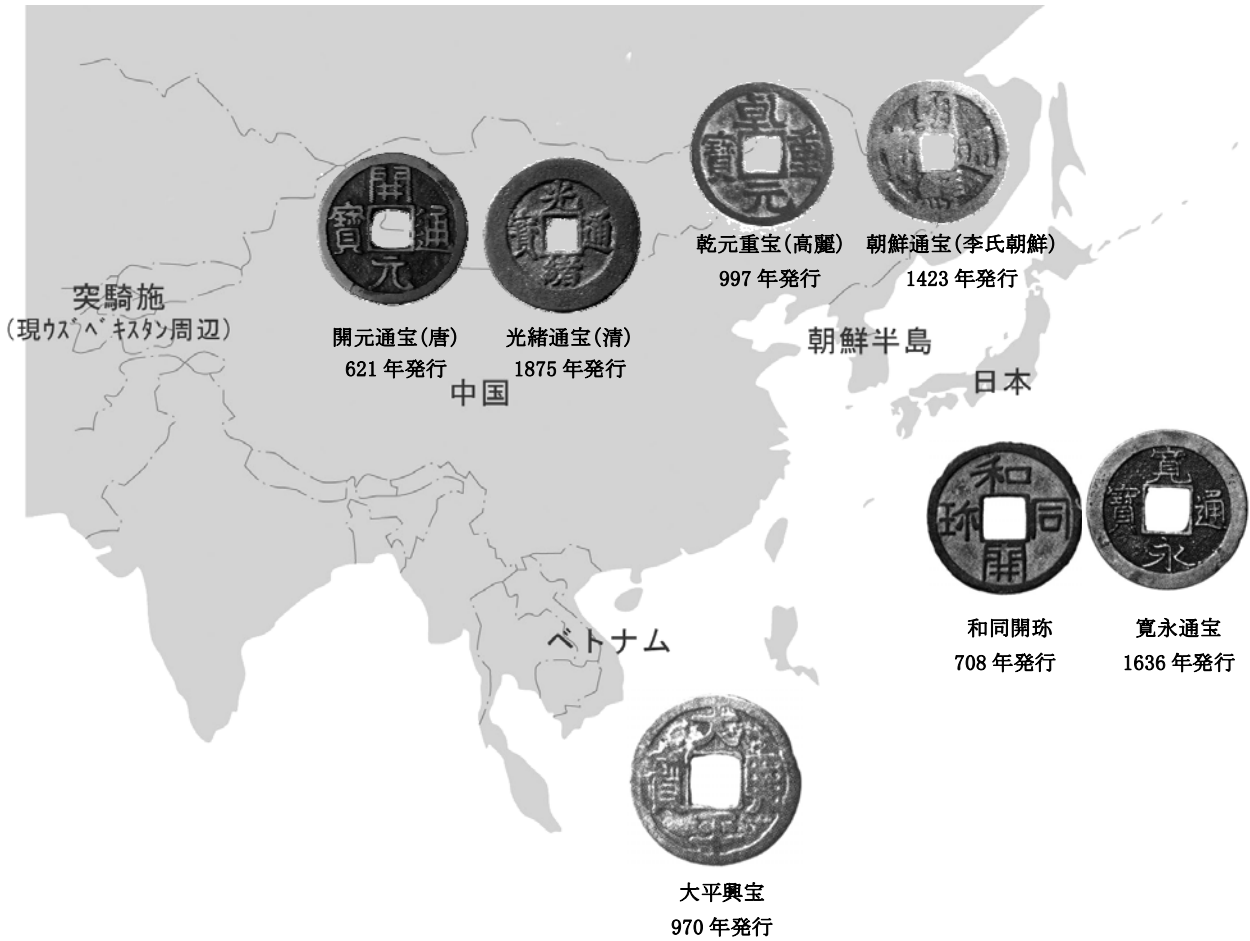
天平勝宝四年六月廿三日

以前可買新羅物并儲價等如前謹解	蘇芳貳伯肆拾斤	鐵精壹斤	儲價物綿伍伯斤	絲參拾斤
	口脂壹箇	牙鑿梳壹拾箇		
	牙鑿梳壹拾箇	木櫛子壹仟貳伯玖拾陸顆		
	阿梨勒貳伯顆	蜜汁貳口		
	蘇陸壹拾伍斤	松子壹斛伍斗		
	朱沙壹斤	人參肆斤		
	黃金伍兩	同黃壹斤		
	白銅香爐壹具	磨香參臍		
	白銅盤壹拾伍口	白銅錫杖壹箇		
	白銅五重鏡貳帖	白銅匙箸貳具		
	鏡參面	白銅盤壹拾伍口		
	合貳拾參種	逆羅五重鏡參帖		

「買新羅物解」にみる価物としての綿・糸の使用例

【東アジアの銭貨の発行】

唐の興隆は、政治・文化などの面で東アジア全体に影響を与えていきます。開元通宝の発行以後、各国でみられる貨幣の発行もその一つです。①円形方孔(丸い形に四角い穴)、②4文字の銭文という特徴は、19世紀まで続く東アジア銭貨に共通しています。

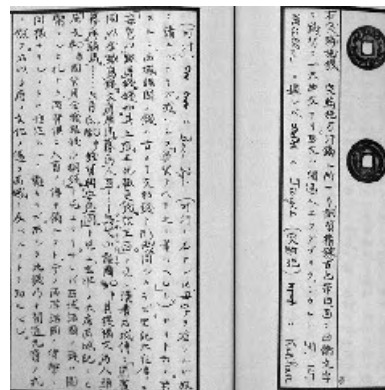


●西域での銭貨発行

西域諸国でも中国との政治・文化面での交流の中から、同様の銭貨の発行が行われました。『東亜銭志』には、突騎施(トルギス)などの銭貨が紹介されています。



『東亜銭志』
1938(昭和13)年発行



突騎施の銭貨が紹介されている箇所

● 役人のくらしと銭貨

律令国家は、和同開珎発行後、役人などへの給料を銭貨で支払うようになりました。しかし、その実態を明確に示す史料はありません。そこで、写経所（国家の事業として仏典を書写する所）での借金（月借錢）に関わる史料を通して、銭貨がどのように使用され、浸透していたのかをみていきます。

銭貨でのやりとり — 写経所で働く 丈部浜足(51歳)の生活 —

写経所での仕事につくには、きびしい試験に合格しなければなりません。そのような狭き門である写経所で働く丈部浜足は、次の給料をあてに借金と返済をくりかえしていたようです。月借錢を通して、多額の銭貨が恒常的にやりとりされていた事実がわかります。

浜足の借金と返済	
772年 (宝龜3年) 51歳	2月25日 1000文？ 4月6日 給料(布施) 4月12日 500文？ 200文？ 6月 給料(布施) 6月中旬 500文？ 130文？ 6月下旬 400文 8月末頃 給料(布施)？ 9月7日~12日 400文 122文
773年 (宝龜4年) 52歳	9月7日 1000文 9月16日 100文 11月下旬 給料(布施)？ 11月24日 1100文 350文 11月27日 1000文 12月18日 給料(布施) 12月25日 1000文 125文
774年 (宝龜5年) 53歳	773年 3月28日 給料(布施、布5端1丈8尺5寸) 6月25日 給料(布施、布4端1尺4寸) 9月10日 給料(布施、布6端1尺7寸1分) 9月20日 1000文 10月29日 給料(布施、布6端) 11月5日 1000文 215文
774年 (宝龜5年) 53歳	4月中旬 給料(布施)？ 4月29日 300文 6月29日 給料(布施) 7月5日 300文 100文 9月5日 給料(布施)
775年 (宝龜6年) 54歳	9月15日 600文 11月下旬 給料(布施)？ 11月29日 600文 216文 11月30日 1000文以上 775年 4月5日頃 返済額未詳 5月20日 400文 225文 7月19日 200文 180文 9月20日 200文 120文 10月27日 200文 36文

● 借金：6400文以上 ○ 返済：6400文 ○ 利息：2019文

はせつかへのはまたり

国の役所が行う貸し金 ～月借錢～

月借錢は、写経所等の律令官司が運営していた貸し金で、月ごとに利息が定められました。

写経所の場合、熟練した技術者を月借錢でつなぎとめておく効果もあったといわれています。



写経所内の光景

木簡(平城宮出土)

木簡には、月借錢の申請と証人の名前が記されています。

なぜ借金をしたのでしょうか？

写経所の給料は銭貨や布で支払われましたが、出来高制のため一定ではありませんでした。そのため、給料の前借として月借錢を利用することが多かったと考えられています。